コラム No. 132

個人の非課税所得について ~宝くじの税金は?~

令和5年5月作成



日本においては、何かしらの利益(所得)を受けると、その利益に対して所得税等の税金が課税されます。商売で儲けても、給料をもらっても税金がかかります。しかし、中には税金がかからない利益(所得)というものもあります。何かしらの金品をもらったときに「これって税金課税されるの?」と、思うこともあるでしょう。今回はそんな疑問の中で多くの人が疑問に思う代表的なものについてお話したいと思います。

- ・**宝くじの当選金**…所得税はかかりません。「当せん金付証票法」の第 13 条で「当せん金付証票の当せん金品については、所得税を課さない」と定められています。
- ・競馬・競輪等の当選金…一時所得として課税されますが、その年の当選金の年間合計 50 万円の控除があります(一部雑所得等例外在り)。
- ・心身に加えられた損害について支払を受ける慰謝料・保険金…所得税はかかりません。 ただし、治療費の補てん等で受け取ったものに関しては医療費控除の対象から除かれる ことがありますので、注意が必要です。
- ・台風や津波等により損害を受けたことにより受け取る保険金…所得税はかかりません。 但し、事業用資産の場合、その支給対象の事業用資産の修繕のために要した修繕費が必要経費に算入できない場合があるので注意が必要です。
- ・事故による車両等の破損について受ける損害賠償金等…所得税はかかりません。但し、 販売目的の商品に係るものや、その他事業用資産に係るものについての損害を補てんす るために受け取る金品は事業の収入として計上しなければならない場合があります。
- ・生活に通常必要な動産の譲渡による所得…所得税はかかりません。フリマアプリ等で販売した場合、自分が使っていたものが必要なくなったから売った場合等もこちらに該当します。但し、当初から販売目的で購入したものを売った場合にはこの限りではありません(コラム No. 079 参照)。
- ・失業保険…所得税はかかりません。但し、社会保険の扶養に入れるかどうかの判定では 収入に計上されますので注意が必要です。
- ・生活保護のための給付…所得税はかかりません。
- **・遺族年金、傷病賜金、増加恩給など**…所得税はかかりません。
- ・相続又は贈与等により取得した金品…所得税はかかりません。但し、別途相続税又は贈与税の課税対象になるので注意が必要です。
- ・保育園等補助金…現在、所得税等はかかりません(以前は雑所得として課税)。但し補助金の内容により課税対象となる場合があるかもしれないので、課税・非課税の別が記載されていない場合には支給者に確認したほうがよいでしょう。

そのほかにも給付金や補助金には課税となるもの、非課税のもの、いずれに該当するのかが判断しづらいものも多いです。支給通知書等を見てもよくわからない場合には、うっかり脱税にならない為に、上記同様、支給者(国や市の担当部署等)に確認しましょう。



山野邊税理士・不動産鑑定士事務所 | URL: http://yamanobe-office.c.ooco.jp/